

平成27年4月1日
健康福祉部長専決

八代市日常生活用具給付等事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき市が地域生活支援事業として行う日常生活用具給付等事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「障がい者等」とは、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいい、「保護者」とは、同条第3項に規定する保護者をいう。

(事業の実施)

第3条 日常生活用具給付等事業は、市長が日常生活用具(以下「用具」という。)の給付及び貸与(以下「給付等」という。)を必要と認める障がい者等に対し、用具の給付等に要する費用の一部又は全部を市が負担して用具の給付等を行うものとする。

(給付対象者及び種目)

第4条 給付等の対象となる用具は、別表種目の欄に掲げるものとする。

2 給付等の対象となる障がい者等は、別表対象者の欄に掲げる者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内に住所を有すること、又は法第19条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項に規定する支給決定を市が行っていること。

(2) 施設に入所し、又は医療機関に入院していないこと。

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができないこと。

(4) 世帯員の所得が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)第43条の2第2項に規定する基準を超えていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる用具の給付の対象となる者は、別表対象者の欄に掲げる者であって、同項第1号、第3号及び第4号の要件を満たすものとする。

(1) 頭部保護帽

(2) ストマ装具

(3) 紙おむつ等

(給付等の申請)

第5条 用具の給付等を受けようとする障がい者等又はその保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、八代市障害者地域生活支援事業（日常生活用具）給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る給付等の対象となる障がい者等が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に該当する難病患者等（以下「難病患者等」という。）であるときは、医師の意見書を申請書に添付しなければならない。

（再給付等の申請）

第6条 既に給付等を受けている用具と同一の用具の再給付等の申請をする場合において、前回給付等を受けた日から起算して別表の耐用年数の欄に定める期間を経過していないときは、原則として当該用具に係る再給付等の申請をすることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）修理不能により用具の使用が困難となった場合

（2）再給付等を受けることが用具の修理に係る部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合

（3）用具の操作機能の改善等により、その使用効果が向上すると認められる場合

（給付等の決定及び却下）

第7条 市長は、前2条の規定による申請書を受理したときは、調査書（様式第2号）を作成し、給付等の適否について決定するものとする。

2 市長は、用具の給付等を決定したときは、地域生活支援事業日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び地域生活支援事業日常生活用具給付券（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、用具の給付等の申請を却下することを決定したときは、日常生活用具給付（貸与）却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付等）

第8条 前条第2項の規定により用具の給付等の決定を受けた申請者（以下「受給者等」という。）は、その通知を受けた後速やかに、業者（この要領の定めるところにより用具の給付等を行うことにつき、あらかじめ市と契約を締結した者に限る。以下同じ。）に同項の規定により市長から交付を受けた日常生活用具給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

（費用の負担）

第9条 受給者等は、用具（点字図書を除く。）の給付等を受ける際に、別表に定める基準額（現に当該用具の給付等に要する費用の額が基準額を下回るときは、当該用具の給付等に要する費用の額。次条において同じ。）に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）（以下「利用者負担額」という。）を業者に支払うものとする。

2 利用者負担額が、施行令第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

(費用の支払)

第10条 市長は、用具の給付等に要する費用を業者に支払うものとし、業者が市長に請求することができる費用の額は、当該用具の基準額から利用者負担額を控除した額とする。

(排泄管理支援用具等の一括給付)

第11条 市長は、申請者の申請手続の利便を考慮し、別表の種別の欄に掲げる情報・意思疎通支援用具(人工内耳用電池(ボタン電池)及び埋込型用人工鼻に限る。)及び排泄管理支援用具(収尿器を除く。)については、同表基準額の欄に定める額の範囲内で1回の申請につき6月分までを給付できるものとする。

(用具の管理等)

第12条 用具の給付等を受けた者は、当該給付等を受けた用具について、常に善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付等を受けた者が前項の規定に違反したと認めるときは、その者に対し、当該給付等に要した費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(点字図書の給付)

第13条 点字図書の給付に関する事項は、八代市点字図書給付事業実施要領(平成27年4月1日健康福祉部長専決)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、健康福祉部長専決の日から施行する。

附 則(平成28年6月29日健康福祉部長専決)

この要領は、健康福祉部長専決の日から施行する。

附 則(平成30年3月15日健康福祉部長専決)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月16日健康福祉部長専決)

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日健康福祉部長専決)

この要領は令和7年4月1日から施行する。